

○議 事 日 程（第 2 号）

令和 2 年 6 月 18 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 委員長報告
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 41 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 42 号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 43 号 関ヶ原町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 44 号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 45 号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 46 号 関ヶ原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 47 号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 48 号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 49 号 令和 2 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入れについて
- 日程第 13 議案第 50 号 令和 2 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 51 号 令和 2 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 52 号 令和 2 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 53 号 令和 2 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 54 号 令和 2 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 55 号 令和 2 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 56 号 令和 2 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 57 号 令和 2 年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 58 号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 22 議案第 59 号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 23 議案第 60 号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 24 議案第 61 号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 25 議案第 62 号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 日程第26 議案第63号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 日程第27 議案第64号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 日程第28 議案第65号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 日程第29 議案第66号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 日程第30 議案第67号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 日程第31 議案第68号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1番	高木博之君	2番	谷口輝男君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	楠達男君	8番	吉田仁君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	大野健夫君
教育長	中川敏之君	監理官兼 診療所事務局長	藤田栄博君
総務課長	澤頭義幸君	企画政策課長	西村克郎君
地域振興課長	高木久之郎君	会計管理者 兼税務課長	岩田英明君
住民課長	三宅芳浩君	健康増進課長	徳永英俊君
産業建設課長	福安健司君	水道環境課長	吉森明博君
教育課長	兒玉勝宏君	西消防署長	西村清志君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	山田勝	書記	高木聖敏
書記	小寺由香		

開議の宣告

○議長（松井正樹君） ただいまの出席議員数は8名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番 楠達男君、8番 吉田仁君を指名します。

日程第2 委員長報告

○議長（松井正樹君） 日程第2、委員長報告を行います。

総務民生常任委員長 谷口輝男君。

○総務民生常任委員長（谷口輝男君） お許しを頂きましたので、総務民生常任委員会の報告をさせていただきます。

去る令和2年6月9日火曜日午後1時より役場大会議室において、7名の委員全員の出席により、開催をいたしました。職務のための出席者は、松井議長、山田議会事務局長、小寺書記で、傍聴者はございませんでした。説明のための出席者は、西脇町長、大野副町長、中川教育長、澤頭総務課長、西村企画政策課長、高木地域振興課長、三宅住民課長、吉森水道環境課長、兒玉教育課長でした。

会議結果の要旨を申し上げます。

一般会計補正予算（第3号）のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業関連補正予算について、各担当課長より議案資料により詳細に説明を受け、拡大防止対策事業等についてもそれぞれ質疑を行い、都度回答を得ました。

また、教育課長より学校再開及び部活動、スポーツ少年団の再開などの報告を受けました。

新型コロナウイルス感染症対策は、国からの臨時交付金などの財政措置がございましたが、今後も長期にわたり対応を求められると予想されますので、引き続き迅速かつ的確な対応をお願いしたいとの意見がございました。

以上、簡単ですが委員会報告とさせていただきます。報告漏れ等ございましたら、他の出席議員からの補足説明をお願いします。以上です。

○議長（松井正樹君） ただいまの報告について質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

これで委員長報告を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（松井正樹君） 日程第3、一般質問を行います。

順次質問を許します。

3番 子安健司君。

〔3番 子安健司君 一般質問〕

○3番（子安健司君） 議長のお許しを頂きましたので、私は西脇町長の次期町長選挙出馬についてお伺いをいたします。

私は昨年12月の議会におきまして、西脇町長に今年11月に行われる町長選挙に3期目のチャレンジをするお考えがあるのかということをお伺いいたしました。そのときはまだ考えてはいない、町の将来、自分の体のことも考えて判断しなければいけない時期が来るので、もうしばらく時間を頂きたいという答弁でありました。あれから半年経過しまして、町長選挙まで6か月を切りましたが、どのような判断、決断をなされたのかお伺いいたします。

特に、この半年の間に新型コロナウイルス感染症の拡大により、関ヶ原古戦場記念館の開館の延期や各種イベント、行事の中止、延期など大変な影響が出ており、質問をした昨年12月と比べますと、状況は大きく変化をいたしました。そして、当然今後の財政にも大きな影響が出るのが予測されます。それに加え、人口減少、少子高齢化、公共施設の老朽化など、問題、課題が山積しております。西脇町長には、これらの諸問題に取り組んでいただくのはもちろん、今後発生が予測される新型コロナウイルス感染症の悪影響、自然災害などにもしっかりと対策をしていただくという意味でも、改めて3期目のかじ取りをお願いするところであります。

今後の関ヶ原町のことをしっかりと御思案いただきまして、ぜひ前向きな答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、お答えをさせていただきます。

次期町長選挙について、昨年12月の議会におきましては、町長選挙はまだ1年先のことであり、時間を頂いて検討させていただきたいとお答えをさせていただいたところでございます。ただいまは、力強いお言葉を頂きありがとうございます。

御指摘のように、今年に入ってから状況が一変いたしまして、新型コロナウイルス感染症が世界的に広がり、日本では第1波を乗り越えて、第2波に備える体制準備の段階に来ましたが、まだ世界的には拡大している状況であります。さらに、治療薬やワクチンの開発が急がれてお

りますけれども、もうしばらく時間がかかりそうでございます。このような状況下では、以前のような生活や企業活動に戻ることは困難であると言わざるを得ないと考えております。当面は、町としてもコロナがいる環境の中での日常を受け入れ、感染リスクのある中での行財政運営を行っていかねばならないと考えているところでございます。

また、関ヶ原診療所の経営につきましても、内科医師の派遣撤退の通告を受け、今後どうしていくのか重要な選択を迫られております。幸い、内科医師1名が残っていただける見込みであり、診療の継続は可能とはなったものの、入院や一部検査ができなくなることから、今後どうしていくことが将来の関ヶ原町民の健康の維持と安心のために必要か考えていかねばならないと思います。

このほかにも、人口減少社会への対応問題等課題は山積しており、関ヶ原町にとってもかつてないような難局に直面していると認識しております。このような状況の中で町政を担うことはもとより浅学非才の身であり、私にとっては荷が重過ぎると思うところもございますが、現在、町政を担わせていただいている状況も鑑み、2期8年の経験を基に皆様方の御支援と御協力を頂き、町民の安全・安心な生活と地域社会の健全な発展、維持のため、引き続き微力を振り絞ってまいりたいと考えております。

今後のコロナ社会に対応するための施策運営は、過去にも例があまりない中で行っていかねばなりません。財政的にも非常に厳しい中での運営となることが予想されます。議会をはじめ、町民の皆様方の御理解と御協力が何より必要であると考えておりますので、お願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（松井正樹君） 再質問を許します。

〔3番議員挙手〕

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 今、3期目町長選出馬に対する前向きな御答弁を頂いたと解釈いたしました。

今答弁にもありました、また繰り返しになりますが、この新型コロナウイルスの感染症の影響で国も相当な予算を使っております。今後の町に対する交付金もどうなるのか見通しが定かではありません。また、法人税をはじめとした税収が大幅に減ることも否めないかなとは思いますが、また、基金も底を尽きかけている中、今後、相当厳しい財政難が予想されるのではないかと思います。来年度以降は公共料金の値上げ、またイベントや行事の縮小、中止、各種団体への補助金の見直し、また事業の根本的な見直しなど、今までにない行財政改革が必要になるのではないかと思います。

そして、今答弁いただきましたが、問題が山積している中、新たに診療所の問題までもが発生したわけでございます。西脇町長は、まだ今、一応立候補の決断をされたという段階でござ

いますので、一つ一つの問題に対する答弁は求めませんが、本当に大変なときに大変な御決断をされたということを念頭に置かれまして、いま一度、今後の意気込み、町に対する思いをお聞かせいただければと思います。お願いいたします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今、現状抱えている課題、るる述べられました。確かに、今現在コロナウイルスの感染症の拡大、またこれに伴う日本の経済社会、これが完全に停滞しているという状況の中で、今後どのような展開になっていくか全く読めない状況でございます。そのような中で今御指摘がありましたように、税収が減になることも予想されますし、コロナ対策としていろんな施策を今後展開していかなければならなくなる状況も考えられます。そういった中で、やはり財政は厳しいといえども、やらなければならないことはしっかりやっていく必要があるかと思えます。

一方で、やはり財源が乏しいということになりますと、どこかで財源を浮かす必要が出てくるということは当然のことでございますので、そういった意味で、今までの事業全般を見直しながら、財源を何とか探し出すというような作業を続けながら取り組んでいかなければならないということでございます。そういった意味でいいますと、今後につきましては、本当に今までと流れの、一回立ち止まってしっかりと見直して、何が必要か、何がやっていかなければならないか。これはやめられるかというようなことも含めて検討しながら、皆さん方と御協議させていただき、進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これで、3番 子安健司君の一般質問を終わります。

続きまして、5番 田中由紀子君。

〔5番 田中由紀子君 一般質問〕

○5番（田中由紀子君） 議長の御指名を受けましたので、私は新型コロナウイルス感染症の影響から子供たちを守るために、西保育園国道側駐車場の安全対策についての2点について質問をいたします。

1番、新型コロナウイルス感染症の影響から子供たちを守るために。

新型コロナウイルス感染症の影響はあらゆる分野で深刻となっております。特に子供たちは3か月にわたる学校休業でこれまで経験したことのない生活を強いられました。子供たちは学校で友達と触れ合い、遊び、学ぶことでその時々成長を勝ち取っていきます。その機会が中断されたわけですから、不安とストレス、学習の遅れなど影響は計り知れません。

そこで、以下の点について伺います。

①国立成育医療研究センターが行った子供へのアンケートでは、コロナのことを考えると嫌

だ、集中できない、いらいらしてしまうなど、それぞれ3割を超える多くの声がありました。学校での心のケアが大事と思いますが、どのように取り組まれているか伺います。

②学習の遅れは保護者にとっても心配です。しかし、例年どおりの授業をしようとすれば詰め込み教育になって、逆に子供たちに新たなストレスをもたらしかねません。少人数学級、個別指導、学習指導要領の柔軟な運用などが求められていると思いますが、当町の方針について伺います。

③夏休みの短縮は仕方がないものとして受け止められていると思いますが、灼熱の中での登下校が大変心配です。マスクの着脱も含め、暑さ対策について専門家による助言なども受け、対策を取られたいが伺います。

④就学援助制度について、臨時休業中の給食費を支給対象から外す事態が全国で問題となっています。これについて文部科学省は、3月13日付で要保護者に対して給食費を支給するよう求めています。さらに5月19日付で準要保護者についても同様の対応を求めています。関ヶ原町はどういう対応をされているか伺います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った世帯についても、年度途中において認定を必要とする者については速やかに認定し、必要な援助を行うこと。3月24日付文部科学省通知とされています。ある自治体では、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した世帯への就学援助の御案内として案内しているところもあります。当町でも至急対応されたいが伺います。

⑤ウイルス感染症の第2波が秋以降来るとも言われています。学習を保障するためにはオンライン授業などの方策が必要となります。タブレット端末の購入前倒し予算案も計上されていますが、全国的に集中するため間に合うのかが心配されています。ネット環境のない家庭への支援、オンライン授業の試験的实施、授業資料作成など課題は大きいと思いますが、どのように進めていかれるのか伺います。

⑥以上の課題を考えただけでも先生方の負担は重く、ストレスも相当なものと思います。先生が子供たちにしっかり向き合えるよう、先生方への支援も必要です。消毒や検温など先生以外でもできる仕事について人的支援をすべきと思いますが伺います。

⑦下宿する大学生の生活がバイトの収入減や親の収入減によって苦しい状況に追い込まれています。関ヶ原町から応援できるメニューを考えていただきたいが伺います。

大きな2番、西保育園国道側駐車場の安全対策について。西保育園の園舎北側駐車場は通学路に面しており、送り迎えの時間帯と通学時間が重なり車が進入できないことから、国道側に新たな駐車場が整備されました。しかし、国道からの進入口が狭く、車の出入りは擦れ違えません。国道21号の交通量は多く、交通事故等危険性は高いと思われます。危険性を少なくするために進入口を広げること、駐車場にラインを引くことが必要だと思いましたが伺います。

また、民家に向かって前向き駐車をするため、駐車場から出る際にはバックで発進しなければならず、小さい園児を見落としかねないという不安の声も聞きました。民家に沿って簡易な塀を設置するなどし、前向きで発進できるよう対策を取られたいが伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それではお答えさせていただきますが、私からは2点目の西保育園国道側駐車場の安全対策について答弁をさせていただきます。

当該駐車場につきましては、通学路の町道への通行禁止時間帯の保護者の車両の進入の許可が許可されないこととなったため、緊急の対応として空き地となっていた宅地である個人の土地をお借りして駐車場を整備させていただいたものでございます。舗装につきましても、第一義的には砂ぼこりによる隣家への影響を検討した結果、施工したものでございます。

このように施工に当たりましては、まず隣家への影響や土地を個人へ返還するときのことを考慮に入れる必要がございますので、駐車につきましては隣家対策のために前向き駐車御協力をお願いしておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

また、出入口の拡幅につきましては国道と接するため、道路を管理する国土交通省との協議も必要となり、施工条件により費用もさらに大きくなる可能性があり、現在は考えておりませんが、駐車場のライン設置も含め実施効果等の検討から始めたいと考えております。私からは以上です。

○議長（松井正樹君） 中川教育長。

○教育長（中川敏之君） では、大きな1点目の新型コロナウイルス感染症の影響から子供たちを守るために、このことについて答弁させていただきます。

まずもって、関ヶ原町の子供たちや教職員のことを様々な点から御心配していただいていることに感謝申し上げます。ありがとうございます。

では、7つ順番に答弁させていただきます。

まず、1つ目の子供たちの心のケアの取組についてです。学校再開を先月25日にしました。これまで取り組んできておりますけれども、現在、子供たちは非常に元気に学校に通っております。しかし、おっしゃるとおりで、心の内には不安や心配を抱えていることもあると思います。このことについては、次のような取組をしています。

1つは、複数の教師の目で子供たち一人一人の様子をしっかりと観察していく。そして、アンケートを数回実施していく。そして、個別に懇談をする。さらに、抱えている不安や心配があったとしますと、それを教職員同士が共有して同じ歩調で子供に接していくという取組。最後には、内容に応じては、スクールカウンセラー等の外部人材を使って懇談等の設定をすると、

こういったことに取り組んでおります。

2つ目の学習の遅れを取り戻すための方針についてでございますが、基本的な方針は臨時休業に入る前の学校生活を大事にするということが方針でございます。したがって、土曜授業、7時間授業といった取組は行いません。そのようなことで、夏季休業の期間が短くなっております。こうした授業日において関ヶ原町が大事にできています、子供一人一人を大切にします。そして、組織で話し合うことを大切にします、こういった指導をこれからも積み重ねていきたいと考えております。そして、さらに昨年度末、積み残した指導や4月、5月分の指導について、これは徐々に通常の進度に戻していきたいと考えております。

3つ目の暑さに対する取組でございますが、学校現場においては御存じのように、新型コロナウイルス感染症対策と併せて、これからは熱中症対策にも取り組んでいかななくてはなりません。お尋ねのマスクの脱着については、登下校や体育授業、あるいは休み時間での外遊び、こういったものについては、もうマスクはしないという指導をしております。さらに、今後気温が上昇することが予想できる期間においては、小学校低学年の児童を早く下校させることなく、学校で4時頃まで預かって、そしてその後、上級の学年の子供たちと下校するというように取り組むようにしております。

中学生で、徒歩での通学をしている子供につきましては、市販の帽子をかぶってもよいという指導もしていきます。

4つ目の準要保護者に対する臨時休業中の給食費の支給についてです。

臨時休業中、つまり昨年度の3月と本年度の4月、5月につきましては、給食費の支給は行いません。理由は2つございますが、1つは、保護者に渡る通知書の支給費目に給食費と明記してございますので、先ほど申し上げた3か月は給食がなかったということからです。しかしながら、例年は8月は支給してはおりませんすけれども、これにつきましては給食を行いますので支給をします。

2点目の理由は、垂井町をはじめとする近隣の市町に問合せを行いましたところ、1点目の理由から支給していないということが明らかになっておりますので支給をしません。

もう一つの質問の準要保護者の年度途中での認定申請の対応についてでございます。こちらは、年度途中の申請につきましても受付をしております。さらに、新型コロナウイルス感染症により、家計が急変した世帯への援助につきましても、審査の対象とさせていただきます。詳しいことにつきましては、広報紙及びホームページで周知する予定でございます。

5つ目のオンライン授業に係る課題についての進め方についてでございますが、タブレット端末の数が1人1台に環境が整う、このことが大前提での話でございますが、そろうのはやはり全国一斉ですので、年末ぐらいかなあということを思っております。そろいましたら、当然オンライン授業の試験的な実施やオンライン授業を受けられるようにするための家庭への支援

や、あるいは具体的にオンライン授業づくりを進めていきたいと。つまり、教材をつくったり、シナリオをつくったりと、そういったことで進めていきたいと思います。

ここで気をつけなきゃいけないのは、オンライン授業とはいいますがけれども、これは学校で行う授業とは違うということをやはり最初に理解しておかなくてはいけないなということだと思います。特に、小・中学校においては、オンライン授業は補助的なものでございますので、そのことを念頭に置いて進めていかなくてはいけないということを思っております。教師としましては、これから学校が再開しまして、タブレット端末も使いながら授業をしていく中で、じゃあこのことは家庭学習で使えるなどか、そういったいろんなことを考えながら授業に当たっていく、そういう中で、じゃあ家庭学習に委ねるとすると、どんな準備が必要なのかとか、そういったことを考えていかなくてはいけないということを思います。

結果として、そういう取組が、結局先ほど言いましたオンライン授業が補習的なものから、学校が行っている授業に近づいていく、そういう可能性を求めていくことになるのではないかなということを思っております。

6点目の先生方への人的支援の必要性についてでございますが、この新型コロナウイルス感染症対策として教師への負担が増えたことは健康チェックカードの点検とか、あるいはよりきめ細かい子供たちへの健康把握とか、給食の配膳とか、教室等の消毒とか、こういった負担増がございます。それに対しては、県や町が配置しております非常勤講師とか、あるいは教科指導員とか、支援員とか、アシスタントとか、こういった人たちに支援を頂いておって、先ほど言いましたような負担を少しでも軽くしようということに取り組んでおりますし、今後さらにそういった負担が増えるようであれば、今言いましたような人材を活用しながら、その負担を減らしていきたいと考えております。

7つ目の生活が苦しくなった下宿する大学生に対する応援策についてでございますが、現在既に国の施策として実施されています、学びの継続のための学生支援緊急給付金、これは文科省が行っておりますけれども、この中身も組み合わせながら、近隣の市町の状況や需要も見極めて様々な支援策の一つとして検討していきたいということを考えております。以上です。

○議長（松井正樹君） 再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） まず、新型コロナウイルスの子供の感染症は非常に少ないということがこの間分かっているということで、日本小児科学会理事のある方が新聞に投稿されておりますが、何で子供は感染が少ないかという、ウイルスの量が大人に比べて少ない。ウイルスが体内に入り込むためにくっつく物質の数が少ない。症状が軽いためにはせきやくしゃみが少なく、感染を広げにくいなど、様々な理由で子供は重症化しにくく、周りに感染させにくいと考えら

れているということで、学校での集団感染は非常にまれだというふうに言われております。そういう意味では、正しい知識を持ちながら学校での子供の教育対応を進めていかないかと思うんですが、例えば人と距離を取りなさいと、1メートルか2メートル離れなさいといったときに、大人でも忘れるときがあります。それを、子供は当然忘れるわけで、そうしたときに先生がくつついちゃ駄目というような言い方をされると、子供はとても傷ついてしまうと思うんですね。私もそうやって言われたらすごく傷つくんですけど、やっぱりその辺は言葉かけ、子供を傷つけないような言葉かけでおおらかに接していただきたいというふうに思います。

それで、やっぱり先生がおおらかにするためには、極力、先生の負担を少なくしてあげないと駄目だなというふうに思っております。先ほどアンケートや個人面談、いろんな先生方の学校の取組を紹介いただきまして、場合によってはスクールカウンセラーが必要だというふうに言われましたが、私は場合によってはというよりかは、こういう毎日毎日感染しないか感染しないか、人にうつさないかとか、いろんな制約を受けながら学校生活をする中で、やっぱり表現できない心の負担というのは絶対あると思っております。その意味では、スクールカウンセラーの人が例えば何曜日に来てくださって、そのときは子供たち自由にしゃべってもいいよという、そういう気軽な環境づくりというのはすごい大事だなというふうに思っておりますので、何とか週に1回でもスクールカウンセラーの方に常駐していただけるよう検討をお願いしたいと思いますが伺います。

次に、消毒等、非常に先生方の負担が重いということで、そのほかの支援員の方等で回していると言われましたが、ちょっと実態をよくつかんでいないので分かりませんが、私は一度こういう時期だからこそ先生たちの仕事を洗い出して本当に必要な仕事なのか、これは後でもいいやというようなことも点検してやっていく必要があると。だから、極力、先生の負担を、仕事をなくして学習に、子供たちと向き合う時間に心を向けていただきたいというふうに思いますので、その辺のお考えを伺いたいと思います。

あと、研究会とか、管理訪問というのがあるんですかね、そういうのも中止または延期にするようなことが必要かと思いますが伺いたいと思います。

それから、暑さ対策についてですけれども、ぜひ子供や保護者の意見をよく聞いて対処していただきたいと思うんですけれども、小学校の1・2年生はヘルメットをかぶって登下校されていると思うんですが、風が通らないので非常に暑いという話も聞いております。ただ、その安全という点では、非常に学校側も心配されていると思いますので、例えば親の責任でヘルメットでもいいよ、普通の帽子でもいいよというように選択できるようにすれば問題ないんじゃないかなと思いますが、何かそういう、先ほど中学生には普通の市販の帽子かぶっていったものいいよというふうに言われましたが、そういう柔軟な対応が必要かと思います。

大垣のお母さん情報なんですけど、大垣市の安井小学校では日傘もいいよと。あと、冷感タ

オル、それもいいよというような柔軟な対応をされているというふうには、お母さんから聞きましたので、そういう柔軟な対応についてしていただきたいが伺いたいと思います。

それから、子供の日常を取り戻そうということで富山県の私立学校では、医師会、保健所、校長会、園長会の代表らが集まって、そうした新型コロナウイルス感染症対策検討会議というのを持たれております。結局、自分の学校から感染者を出してはいけないという先生方の責任感が強くて、過剰な規制というか、そういうのはどうしてもなりがちなんですけれども、文科省もやっぱりその地域によって感染状況が違うので、柔軟に対応してほしいというような一文もありますので、本当に柔軟な対応というのは必要だなあというふうに思っております。その意味では、専門家の方々が一緒に入ってもらって判断していただけるというのは、先生にとっても非常に安心感があるというふうに思っておりますので、特に、小学校1年生はくつつくなど言たってね、しゃべるなど言たってね、しゃべって、くつついて成長していくわけやもんで、やっぱりいかに子供の成長を保障するかということを中心に考えて、ここまではいいよ、これ以上は危ないねというような、そういうところをぜひとも模索していただきたいんですが、関ヶ原町だけでは難しいと思いますので、例えば不破郡の医師会も含めて何かそういう専門家も含めた対策会議が取れると理想だと思うんですが、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、就学援助金についてですが、これ文科省は支給されたいという、そういう文面で言われているんですね。臨時休業期間中の学校給食費に相当する額を教育扶助で速やかに被保護者に対して支給されたいというふうに、文科省ではそういう通達がされているわけですね。だから、給食費と書いてあるから、給食費は渡せないということでは表面上だけなんですよね。もともと学校があるという前提で生活しているわけですから、学校が休業になったということで、家でどちらにしろ食べなきゃいけないわけですから、そこはちょっとやっぱり給食費を支給しないというのは大変矛盾があるというふうに思いますし、今全国では支給するというところでいっぱい動いております。この文科省の通達に基づいて支給しますという情報が流れておりますので、再考をお願いしたいと思います。

それから、コロナウイルスによって収入が急変された方へということで、ごめんなさい、先ほど聞き漏らしましたが、ホームページ以外にも学校の生徒さんにそういうチラシを、案内を配っていただけるのかどうか伺いたいと思います。

それから、オンラインなんですけど、現状は補助的なことでやられていると思うんですが、本当に3か月も休業となると、本当につながりがなくなるので、非常に今までとは違ったタブレットの使い方というのが出てきたなというふうに思っています。そういう意味では、もし第2波のときに、また長い期間休業するということになったら、これは本当に有効なツールになると思っています。たしか、このタブレットの指導をするために、特別にそこに精通した先生を臨時で入れられたというふうに記憶しておりますが、ぜひそういう方に活躍いただいて、ど

ういうふうを活用していくのかということシステム構築というんですか、そういうのをしていただければいいと思いますが伺いたいと思います。

それから、あと、1番の最後ですけれども、下宿生に対する支援ですね、これは大垣市がいろいろな物資を集めて大学生に無料配付するという取組を大垣市の社協がやられておりますけれども、やはり関ヶ原は下宿生に対して何かそういう物資を送れば関ヶ原のアピールにもなると思いますので、ぜひとも検討をお願いしたいと思いますので伺います。

以上、1番についての再質問を終わります。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

中川教育長。

○教育長（中川敏之君） 答弁を数えていましたが、数え切れなくなりましたので、順番にお聞きになったことについてお答えしたいと思います。まず、一番最初におっしゃった2メートルということが子供ではそこら辺が保持できないのではないかと、この新型コロナウイルス感染症につきましては、子供たちに対して体育の保健授業で指導もします。これは体育の保健というのは小学校高学年しかございませんけれども、低学年から全てその学年に合わせた指導をしていくと。だから、しっかりしたこういうもんだということを理解させることも大事ですので、そういったことで取り組んでいきたいと思えます。

あと、先生方の負担を少なくすることでということで、併せておっしゃった、あまりにもその2メートルに敏感になると、きつく叱るといふか、きつく指導するということになってしまうので心配だとおっしゃいましたが、そのことについては、もう臨時校長会で早くから話題になっていました。あまりにも教師がびりびりすると、それでせつかく学校再開して学校へ来ておるのに、何か不登校を起こすようなことになってはいけないということで、ある面、目をつぶるといふか、ここら辺だったらいいやろうといったあたりは柔軟に対応していくということで取り組んでおります。

スクールカウンセラーについては、先ほど私が説明したのは、アンケートや個別懇談で大きな問題を抱えている場合は、早急にその対応をしなくちゃいけないということでお話をしたんですけれども、先ほどおっしゃったように、スクールカウンセラーの配置もございますので計画的な、学校訪問をしたときには、スクールカウンセラーの方が進んで子供たちの様子の観察をしてみえるといったこともございます。心配な子については何げなく声かけをして、そして、気になった何かがないかということスクールカウンセラーの方が捉えようとしてみえるような、そういった取組もしておりますので、そういったばつと顕著に表れたときの対応とか、あるいはそうではないふだんの生活の観察の中で、先ほども言いましたけれども、教師もふだんの観察の中で、何とかその変化を捉えようということに取り組んでおりますので、そこら辺は柔軟な対応もしておりますので御理解ください。

仕事の点検という話もございましたが、このことをきっかけにして一旦学校の取組についてブラックな職場と言われてきたところからホワイトの職場に変えるということで、点検することも大事じゃないかとおっしゃいましたが、これについては、いろんな会議等を短縮して、あるいは行わないでという取組もしてきましたので、そういうことからすると、今まで行ってきた従前の学校の中のことを随分改めて考えることができましたので、それを踏まえて今後進めていきたいと思えますし、最後におっしゃったことは富山の話もございましたけれども、私たちが教育委員会と校長会で話し合っておりますのは、学校再開ガイドラインとか新しい生活のガイドラインは文科省から出てきていますけれども、これに全て委ねているかのっとうとすると、細かいことが分からないと。先ほど申しました、マスクのことはどうしようとか、そうすることがやはり校医さんとか薬剤師さんに直接相談したほうが早いやろうということで、随時相談は各学校しています。指示を受けてその指示の中で、そう先生方敏感にならなくてもいいよというような指示を受けていますので、その指示を仰ぎながら進めております。

あと、研究会とか管理訪問のことをおっしゃいましたが、管理訪問は実際6月の半ばまで中止しては行いますが、これについては、教職員の資質、能力を高めるための訪問でもございますので、やはり授業を見てそして指導することが教師にとっては授業がしっかりできることが命ですので、そういった形の訪問は行いますし、研究会につきましては、もう過去に計画していました研究会が全て延期しています。この先、様子を見ながら検討していきたいということを考えております。

小学校低学年のヘルメットにつきましては、保護者の責任でどちらでもいいんじゃないかとおっしゃいましたが、なぜ小学校低学年の子はヘルメットをかぶっておるかということからすると、その根本の理由があつて、それでそうしているんです。それが保護者の責任でどちらでもいいんじゃないかと言われると、例えば登下校に事故を起こした場合、じゃあ誰がその責任を負うのかというと、じゃあ保護者の責任でそれを行っていますという、そうでは済まない。やはり低学年の子は特に頭を守ることが大事ですので、そういった意味でヘルメットを暑い中でもやっぱりかぶらせることが大事だと、この前、校長会でも話し合いました。そういったところでございます。

日傘の件もございましたが、これについてもこの前検討しました。ああ、いい方法やなど思いながら、ちょっと今考えようということで、対策の一つとして材料として考えております。行うかどうかは今後また検討していきたいと思えます。

また、給食費のことでございますが、おっしゃったような通知分の中でこういった一文があるんです。それぞれの地域の実情に応じて適切に御判断、御対応いただくようにといった文章が、その一文がございます。そういった意味でこの実情が先ほど言った2つの理由で実情だと考えております。

あと、支援については広報紙でその中身についてはお知らせするというのを考えております。

オンライン授業につきましては、今私たちが考えていますのは、例えばで言いますと、ドリルの何番を、何ページをやりなさいと言いますよね、よく家庭学習で。それは駄目だろうと。なぜその部分をしなくちゃいけないのかといったことをやっぱり子供に分かるように説明して、こうこうこういう学習の流れでするんやよと、やり方はこうやよといったあたりの学び方まで指導していかないと、今後家庭学習が成立していかないと。そういったことの配慮、あるいは家庭学習の指導案というか、シナリオというか、こういったものを書きながら進めていかないと、先ほど言いました学校の授業に近づいていけないということがございますので、今後そういったことも配慮しながら考えていきたいと思っております。

下宿生についての大垣市のことも上げられましたが、これについては今後検討していきたいということを考えております。以上です。

○議長（松井正樹君） 続きまして、西保育園駐車場、ありますか。

〔5番議員挙手〕

駐車場の再質問を許します。

○5番（田中由紀子君） 出入口についてですが、多分規制があつてああいうふうになったと思うんですが、往々にして規制というのは全国一律のものが多くて、あそこの前を通る歩行者の通行量がまず違うと思いますし、駐車場への乗り入れの台数も多くはないと思うんですね。その規制によって、逆に事故のリスクがあるという場合もありますので、その辺は実情に合わせてしっかりと協議をしていただきたいというふうに思います。これはラインの設置も含め検討していただけるということによろしいのか、確認したいと思っております。

それから、前向き駐車の問題なんですが、結局、子供たちがちっちゃいので、本当に視界が車の死角になってしまうということで大変不安を感じておられると思うんですね。当然、隣家の方には迷惑がかからないようにしなければならないというのは当然なので、コンビニエンスストアにちょっとした簡易な塀があるんですけど、それを取り付けてはどうかと。排ガス対策として。そういう提案も頂いておりますが、そういうことでそんなに費用はかからないと思っておりますので、その辺を検討されてはいかがかと思っておりますが伺いたいと思っております。以上です。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 入り口の問題ですけれども、やはり今現状、若干狭いかなという気はいたしております、その駐車場の入り口のところで2台が擦れ違うというのは若干厳しい状況だと思います。しかしながら、現在もやはり保護者の皆さん方がお互いに注意していただいて、入ってきそうな車があるときには、ちょっと手前で待っていただいているということで安

全の確保はお互いにやっていただいております。そういったことで今度もそういうお願いをできればなというふうに思っております。

ただ、ラインを真ん中に引けという話ですね、これはやはり現状を考えると、もうちょっと広げないと真ん中にラインが引けないと思っております。それから駐車場のラインにつきましては先ほども答えましたように、今後実情を見てどのような止め方されているのかと確認した上で整理が必要なら検討させていただきたいと思っております。

それから前向き駐車の関係ですけれども、排ガス対策もあるということで、どうしても隣家のほうにお尻を向けてやりますと近い距離で行くということから、前向き駐車をお願いしているところがございますので、幾ら簡易なものであったとしてもやはり気分的にもやっぱりよろしくないだろうというのがありますし、現実も多くいくんじゃないかというふうに想定されますので、それについては、やはり前向き駐車をお願いしたいと思っておりますし、今死角になって危ないと言われましたが、実際、前において子供を跳ねた事例、いっぱいあります。逆に心配だと思います。前だから安心だと思ってぱっと出たら死角のところに子供が立っていたということがありますので、それは前向き、後ろ向き、これはもうハンドル持った人がいつも注意しなければいけないことだというふうに思っております。そういった意味で言えば、後ろ向きでゆっくりと出ながら、子供も注意、分かる、これも一つの方法かというふうに思っておりますので、それは前向き、後ろ向き、どちらがいいのかと言えないところだと思います。ということで、現状については、保護者の皆さん方にもそういった注意をするように啓発させていただいて取組を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これで、5番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

換気休憩をいたします。議場の時計で10時10分まで。

休憩 午前9時54分

再開 午前10時10分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問。

続きまして、7番 楠達男君。

[7番 楠達男君 一般質問]

○7番（楠 達男君） 7番 楠達男でございます。

議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

質問事項は1つであります。災害時の避難所感染症予防対策について伺いたいと思っております。

質問の要旨であります。新型コロナウイルスの流行が終息していない中で、大規模自然災害が発生した場合、行政には経験のない対応が迫られます。とりわけ避難所の開設、運営とその

ための新たなガイドライン、マニュアルづくりは必要であります。そして、より重要なのは平時の訓練です。そこで、関ヶ原町における大規模災害時の避難所感染防止対策について伺います。

①として、災害時避難所のウイルス感染防止策ガイドライン、マニュアルを関ヶ原町地域防災計画に盛り込み、町民への周知と地震、大雨、台風シーズンに備え、総合住民防災訓練を実施すべきと考えるが伺います。

②として、避難所の感染対策には、密閉・密集・密接を避けることが第一であり、そのためには避難所のスペース拡大、分散避難のための場所の確保も必要となります。県のガイドラインでは、体育館、学校の教室等も利用するとされております。地区ごとの避難所の拡大について具体的に検討すべきと思いますが、当町の対策について伺います。

③避難所での感染防止の消毒用品、間仕切り用段ボール、簡易トイレ等の備品、資機材の配備はどのようにされるのか伺います。

4番目として、避難所での高齢者、要支援者、身障者、妊婦、発熱者用スペースや動線の確保、また医師、看護師、保健師による避難所巡回も必要と思いますが、この件についてどのように考えておられるのか伺います。

最後に、これらの対応にはマンパワーが必要であり、役場職員だけでは対応できません。各避難所ごとに議員や病院職員、社協職員、自治会役員、自主防災隊員の配置も検討してはどうか、以上伺います。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、お答えをさせていただきます。

災害時の避難所感染症予防対策については、今御質問いただきましたが、1番目と5番目は私からお答えさせていただいて、残りにつきましては副町長のほうからお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症においては4月16日に本県で緊急事態宣言が発せられ、5月25日に宣言が解除になりましたが、新型コロナウイルスが終息したものではなく、新型コロナウイルスが生活の中に潜んでいることに意識しながらの基本的な感染対策の継続と、感染拡大を防止する新しい生活様式が求められております。このような経験をしたことのない状況の中、出水期が近づき、集中豪雨や台風と、また地震など災害リスクが高まっている中で避難所の開設、運営に際しましては、緊張感を持って取り組んでいきたいと考えているところでございます。

まず、1点目の感染防止対策の地域防災計画への追加や総合住民防災訓練に関してでございますけれども、避難所におきましては、開設や運営をするに当たっては、密閉・密集・密接の3つの密を避ける等の新型コロナウイルス感染症防止対策は必須であります。

そこで、岐阜県が本年5月に策定された避難所運営ガイドラインの新型コロナウイルス感染症対策編を基準に、関ヶ原町でも避難所運営マニュアルの見直しに取り組んでいる最中でございます。現在、取り組んでおりますこの新型コロナウイルス対策編の避難所運営マニュアルにつきましては、状況に応じて柔軟に対応できるよう地域防災計画とは別として対応したいと考えております。また、町民の方に対しても避難所へ避難される場合の感染症防止対策として、あらかじめ避難者カードや健康状態チェックシートの御記入をお願いする御案内を先月29日に各戸配付させていただき、周知をしているところでございます。

御提案の総合住民防災訓練の実施について等でございますが、感染症の拡大や第2波、第3波が懸念される現状では、住民、参加者の安全確保を最優先に考えながら訓練内容の再考など、今後、慎重に検討していきたいと思っております。

次に、5点目の避難所でのマンパワーについてでございますが、状況によっては役場職員のみでの対応は困難な場合も想定がされます。そこで、清流の国ぎふ防災・減災センターとの共催で、昨年度は、各自主防災組織の方々を対象に避難所運営指導者養成講座を開催させていただき、今年度は、各自治会長の方々を対象に11月頃開催を予定しているところでございます。こうした機会を有効に活用し、地域住民の皆様の御協力も頂きながら、スムーズな避難所運営を図ってまいりたいと考えております。

また、病院の職員や社会福祉協議会の職員の方々においては、医療救護やボランティアセンター設置、運営などそれぞれの組織に位置づけられた災害対応に従事していただくものでございますので、そのほかの協力していただけるボランティア等としっかりと連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（松井正樹君） 大野副町長。

○副町長（大野健夫君） 私からは、2点目から4点目までの3項目につきまして順次お答え申し上げます。

まず2点目の密閉・密集・密接、いわゆる3密の回避の関係でございますけれども、議員御指摘のとおり、避難所では3密を避けるため、スペースの確保や分散化といった課題があると認識いたしております。避難所のうち、比較的収容人数の大きい各小学校の体育館につきましては、避難状況により感染防止対策のため、多目的教室あるいは特別教室なども活用したスペースの拡大、このことにつきまして教育委員会とも調整を図り、施設利用については了承いただいているというような状況でございます。その他の避難所につきましては、どうしてもスペースが限られているといったことがございますけれども、熱のある方や体調が優れない方を優先的に別室を利用するなど、柔軟に対応していきたいということを考えているところでございます。

次に、3点目の感染防止の資機材等の配備についてでございます。

全てが各避難所に備付けさせていただくことが理想ではございますけれども、避難所となる施設のスペース的な課題もございます。全ての資機材を事前に配備していくことは困難であるということもございます。このため、避難所につきましては、手指消毒剤やマスク、それから体温計など対策を講じた上で開設を行い、役場や防災倉庫などに備蓄してある間仕切りやパーティション、簡易トイレ等の資機材は必要に応じて職員が設置、あるいは配付をするということとしております。

最後に、4点目の高齢の方など特別な支援や配慮を必要とする方、それから発熱等のある方のスペースや動線の確保についてでございます。

まず発熱者や体調不良の方につきましては、一般の避難者スペースではなく、別室、専用スペースへ誘導させていただき、動線についても重ならないように配置をしていくということとしております。また、高齢の方など支援の必要な方につきましては、保健師が待機している福祉避難所のほうへ誘導等をさせていただきます、必要な支援を行うということとしておりますし、体調が優れない方の状況に合わせて関ヶ原診療所、それから町の保健師、必要に応じて西濃保健所と連携を図って対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松井正樹君） 再質問を許します。

〔7番議員挙手〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） それでは、再質問をさせていただきます。

御存じのように、昨日も地震が、最近にはない強い地震、震度3ですか、関ヶ原町。ということではびっくりされた方も見えるし、私もびっくりしたんですけども、まさに災害はいつでもどこで起きるか分からないという一つの事例かと思えます。であるがゆえに、なかなか100%事前に人的な部分についても資機材についても準備できない、配備できないということは、それはそれとしてありますけれども、それに近づけるための努力は私は必要だというふうに思っております。

そこで、町長の答弁の中で様々な今、町としてもマニュアルづくり、あるいは計画づくりをしているということではありますが、問題は、その住民の方に対していかにどういう形で周知するか。私もこの質問をさせていただくときに当たって、各地区ごとの例えば避難所のハザードマップだとか、ホームページから見たんですけども、住民から見て自分がどこへ逃げたらいいか、今言ったように、このコロナ感染症のことが最近加わってきて、本当に1か所で大丈夫なのかという不安もありますよね。

そういう点では、避難所の拡大をここにしたと、地区ごとに。例えばこの近辺ですと、ふれあいセンターの会議室を使ってあそこへ避難してくださいとかという周知も必要でしょうし、そこに人的な配置も必要だと思いますけれども、問題はいかにこのコロナ対策のことも鑑みて

従来の避難所以外の避難所の指定について、その地主さんなり家主さんなり、協力を願うということで事前に確保する。しかも、そのことを住民の方にいかに正確に事前に周知しておくかということが必要だと思いますので、その辺についてもう一度、町としての考え方を言っただきたいと思います。

それから、総合訓練です。これは以前も申し上げたことがありますけれども、今の町の総合訓練というのは9月に行われていますけれども、私に言わせれば、やっぱり訓練のための訓練みたいな傾向はどうしてもありますよね。やっぱりそういうことではなくて、実際に実践を想定した総合訓練。こういう時期ですから、従来のような地域住民の方を集めて、何百人と集めてというのは無理かと思えますけれども、せめて、そこの自治会の役員さん、あるいは我々議員の立場、それから町職員の人。ある程度人数を絞りながらも、実践的な訓練というのをぜひ今年計画していただきたいと思えますけれども、考え方を伺いたいと思えます。

それから、資機材の関係で、各地区に置くのは無理だというふうに副町長が答弁されましたけれども、細かいところまで全自治会に置くということは理想ですけれども、なかなか無理だと。しかし、その今の答弁では役場に一括して保管しているから、必要になった場合はそこへ運ぶんだということですが、やはりそうではなくてある程度、ポイント、ポイント、町内を決めて、核になる拠点を決めて一定程度の資機材は置いておかないと、いざというときに一々役場まで来て、そして大混乱しているときに、あれが欲しい、これが欲しいといってもなかなか的確に対応できないかもしれませんので、大まかで結構ですから、各自治会のスペースにマスクだとか、消毒液だとか、あるいはここで段ボールだとか、それから簡易トイレということも必要かと思えますけれども、そういう点では役場1か所だけじゃなくて、せめて数か所、町内のところにスペースを確保して、あるいは倉庫を確保して資機材の配備が必要ではないかというふうに思いますのでよろしく願いをいたします。

あと、人的な問題については、言われましたように、町職員の皆さんでは物理的に無理なことは自明の理でありますし、それから職員自身が被災者になることもあって、そういう意味ではより広く、今、町長の答弁では自治会の役員さんを今度対象に訓練をやるんだということで、非常に私は結構だと思いますけれども、そういうことを繰り返しながら、やっぱり人材育成というか、人さえいればいいじゃなくて、やっぱりそれなりの技能、経験、あるいはキャリアを積んだ人がいかに増やすかということが大事だと思います。そういうことを念頭にしながら、全体の総合訓練ができなければ、対象を絞った訓練、要するに中身の問題だと思いますけれども、そういうことについてもぜひ計画していただきたいと思えます。以上です。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 住民への周知、また施設を拡大してはどうかということでございますけ

れども、国のほうからもこのコロナ感染症対策の一環としての避難所設営の中においては、やはり事前に住民の方が避難する場所を周知しろと。また、住民の方自身も考えていただく必要があるということもございます。その中には、安全であれば自宅にとどまっていたら、その中で例えば山が後ろにあれば反対側のほうにとか、垂直避難であるとか、また場合によっては親戚の家とか、そういったことも検討の対象にしろというような案も出ておりますので、そういったことも含めて今後拡大に向けての対応を考えていきたいと思っております。

また、議員御指摘のように、町内の半公共的施設、例えばお寺であるとか、地域の集会所、こういったところで、もし安全が確保できるという見込みがあるところにつきましては、拡大については今後検討させていただいて、お願いできるのであれば二次的な避難所という形の位置づけで確保を図れるようにしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、限られたスペースの避難所でございます。緊急避難レベルの警戒情報のレベル4等が出ますと、全員の方が避難対象になってくるということにもなります。そういった場合に、やはり多くの方が1か所にどんと来るとするのは完全に密の状態が出てしまうわけでございますので、そういったことにならないように事前に何とか、そういうどこへ行ったらいいかということは一一人一人には区別ができませんけれども、住民の皆さんに考えていただいて、適切に避難、収容ができればいいなというふうに考えております。

また、訓練に関しましては、確かに先ほど言いましたように、多くの方を寄せて今までどおりの形でやるということも一考が必要だということもございますが、今ちょっといろんな形の訓練を想定しながらどうしたらいいかということを考えておりますけれども、その中の一案としては、やはり町職員もコロナの関係での避難所というのにつきましては経験もないし、分からないということもございますので、そういった例えば間仕切りであるとか、どんな間隔であるとか、そういったことについては職員を対象に避難訓練の受入訓練ですね、こういったこともやってはどうかということの案は出しながら、今検討しておりますので、できるだけそういう実践を想定した形の中の訓練というものについて配慮していきたいと今現在考えておりますので、今まだ結論は出ておりませんがよろしく御理解いただきたいと思います。

それから、資機材の配置につきましては、後ほど副町長からお答えさせていただきますが、やはりこういった避難所を運営するときに、運営する側といいますか、スタッフをどのように確保するかということにつきましては重要な問題になってくると思います。御指摘のように、経験のある方、また災害ボランティアというような方々も協力していただくということが必要ですし、場合によっては、住民の方の避難者の中からまた有志の方を募ってやっていかなければならないということも多々想定がされるところでございます。そういった方につきましては、やはりきちんとその場で何をどうするかということのお伝えさせていただくような、そういったマニュアルめいたもの、こういったものを整備する必要があるかなというふうに思ってお

ります。

ただ、やはり町職員であるとか、病院とか、例えば最初の質問にありました議員さんとかについては、やっぱりいろんなほかの面で業務というか任務があると思いますので、そういった方については、ここへ配置するんだという設定は避けさせていただいて、できるだけフレキシブルな対応にしたいというふうに思っていますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 大野副町長。

○副町長（大野健夫君） 私のほうからは、先ほどの資機材の全町的な配付という御質問を頂きました。

確かに、全ての資機材を各避難所、避難施設のほうに配置していくというのは初動対応の意味からも大変重要ではあると思っております。ただ、町といたしましては、大変高い機材、例えばサーモグラフィとかああいったものは高価なものでございますし、大変膨大な量に及びますので、在庫管理という観点からも、ある程度一元的に役場のほうで管理するというのも重要だという認識でこれまではこういった管理をしてきたということでございます。

また、議員が言われたように、初動対応というところで速やかに資機材を設置、配置するという観点から言えば、できる限り配備するという考え方も大変重要だと思っています。ですから、今後施設管理者の方々とそれぞれちょっと協議させていただいて、管理方法も含めてどういった配備が望ましいかというのは十分検討させていただきたいと思っております。よろしく御願いたします。

○議長（松井正樹君） これで、7番 楠達男君の一般質問を終わります。

日程第4 議案第41号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第4、議案第41号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第42号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第5、議案第42号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第6、議案第43号 関ヶ原町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第44号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第7、議案第44号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第45号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第8、議案第45号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第46号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第9、議案第46号 関ヶ原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第47号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第10、議案第47号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第48号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第11、議案第48号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第49号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第12、議案第49号 令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入れについてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第50号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第13、議案第50号 令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第51号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第14、議案第51号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第52号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第15、議案第52号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直

診勘定) 補正予算(第1号)を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第53号について(討論・採決)

○議長(松井正樹君) 日程第16、議案第53号 令和2年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第54号について(討論・採決)

○議長(松井正樹君) 日程第17、議案第54号 令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第55号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第18、議案第55号 令和2年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第56号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第19、議案第56号 令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第57号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第20、議案第57号 令和2年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第21 議案第58号から日程第31 議案第68号までについて（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第21、議案第58号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてから日程第31、議案第68号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの11議案は関連がありますので、一括して議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第58号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の農業委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字今須3462番地の2、氏名、杉山立子、生年月日、昭和23年5月19日。

議案第59号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の農業委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字関ヶ原764番地の2、氏名、毛利清春、生年月日、昭和24年8月1日。

議案第60号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の農業委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字今須545番地の1、氏名、山根尚之、生年月日、昭和53年10月24日。

議案第61号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の農業委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字関ヶ原1804番地の2、氏名、古山多喜男、生年月日、昭和15年4月5日。

議案第62号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の農業委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字今須1910番地の2、氏名、蟻川二郎、生年月日、昭和25年7月7日。

議案第63号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の農業委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字松尾80番地、氏名、堀田敏朗、生年月日、昭和25年1月16日。

議案第64号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の農業委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字玉549番地、氏名、兒玉文夫、生年月日、昭和24年7月29日。

議案第65号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の農業委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字関ヶ原3925番地の6、氏名、西脇敏朗、生年月日、昭和25年4月12日。

議案第66号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の農業委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字野上481番地、氏名、高木安雄、生年月日、昭和27年6月16日。

議案第67号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の農業委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字山中1010番地の1、氏名、川崎義隆、生年月日、昭和19年3月3日。

議案第68号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の農業委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字今須3272番地、氏名、氏縄孝廣、生年月日、昭和29年7月15日。

○議長（松井正樹君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第58号から議案第68号の関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求める11議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

本年7月19日の任期満了に伴い、選考委員会におきまして委員候補者について慎重に審査を頂き、報告を受けたところでございます。また、本定例会初日に御審議を頂いた関ヶ原町農業委員会委員の任命に際して、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない旨の議会の議決を求めることについての第40号議案を可決していただきましたので、農業委員会等に関する法律第8条第1項により、議会の同意を求めるものでございます。何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、細部につきましては、それぞれ産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） それでは、議案第58号から68号までの関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを御説明させていただきます。

先ほど町長が申し上げましたとおり、現行の農業委員の任期が本年7月19日で満了を迎えるため、新たな委員の任命が求められている中で、平成28年4月1日の改正農業委員会法施行後の農業委員の任命につきましては、議会の同意を得て町長が任命することとなっております。

それぞれ各委員の経歴でございますが、議案第58号の杉山立子さんにつきましては、職業が無職、72歳の女性で、今須中町在住の方です。現在、関ヶ原町食生活改善推進協議会の会長を務めていらっしゃいます。食育の方面で御尽力いただけたらありがたいと考えております。

第59号の毛利清春さんは、職業が農業、70歳の男性で、瑞竜在住の方です。現在、町の農業振興審議会の委員、瑞竜の農事改良組合長として御尽力いただいております。

第60号の山根尚之さんは、職業が農業、41歳の男性で、今須新明在住の方です。令和元年より、認定農業者として地域の中心となる経営体のお一人でございます。

第61号の古山多喜男さんは、職業が農業、80歳の男性で、小関在住の方です。小関農事改良組合長及び小関自治会長からの御推薦でございます。

第62号の蟻川二郎さんは、職業が農業、69歳の男性で、今須祖父谷在住の方です。今須門前、平井農事改良組合長及び祖父谷自治会長からの御推薦でございます。

第63号の堀田敏朗さんは、職業が農業、70歳の男性で、松尾在住の方です。現在も農業委員会で農地利用最適化推進委員として御尽力いただいております。現在、農事組合法人松尾営農組合の理事でございます。

第64号の兒玉文夫さんは、職業が農業、70歳の男性で、玉東部在住の方です。現在も農業委員として御尽力いただいております。関ヶ原北部営農組合の理事でございます。

第65号の西脇敏朗さんは、職業が農業、70歳の男性で、大高在住の方です。現在も農業委員

会で農地利用最適化推進委員として御尽力いただいております、農事組合法人関ヶ原東部営農組合の代表理事でございます。

第66号の高木安雄さんは、職業が農業、67歳の男性で、野上二に在住の方です。現在も農業委員として御尽力いただいております、農事組合法人関ヶ原東部営農組合の理事でございます。

第67号の川崎義隆さんは、職業が農業、76歳の男性で、山中在住の方です。現在も農業委員会で農地利用最適化推進委員として御尽力いただいております、現在、農事組合法人山中営農組合の理事でございます。

最後に、第68号の氏縄孝廣さんは、職業は農業、65歳の男性で、今須門間在住の方です。門間地区自治会長会及び門間の農事改良組合長からの御推薦でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより議案第58号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより議案第59号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより議案第60号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより議案第61号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより議案第62号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより議案第63号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより議案第64号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより議案第65号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより議案第66号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより議案第67号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより議案第68号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これにて、本会議に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会の宣告

○議長（松井正樹君） 以上をもちまして、令和2年第4回関ヶ原町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時20分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 楠 達 男

会議録署名議員 吉 田 仁